



# しおかせ

★印の行 2ヶ所  
(訂正版)

令和3年5月12日発行 松岡弘悟

## 緊急事態宣言の延長に際して ～教育活動の実施可否～

3回目の緊急事態宣言が5月31日までの延長に決定しました。変異したウイルスは、若年層でも重症化することが報告されています。延長に伴い、その期間に予定している行事等の実施可否とともに、校内での感染対策についてお知らせします。ご家庭におかれましても、子どもたちの健康・安全のための感染防止に関する対応を引き続きお願いします。

### 【行事の実施について】

現在、予定している行事は対策を図り、すべて実施予定で活動を進めています。

- ◆5月11日(火) 生徒総会 実施
  - ◆5月19日(水) 避難訓練(集団下校に向けての地域班づくり) 実施
  - ◆5月25日(火) 運動会予行 実施
  - ◆5月29日(土) 運動会 実施(各家庭2名までとして計画中) ←★
- \*修学旅行(6/11~13)現時点で実施予定としています。

### 【校内の感染対策について】

- ◆常時: マスクの着用の徹底、手洗い・うがいの励行
- ◆登校時: 検温チェック、入室前の手洗い・うがいの徹底
- ◆授業時: 授業展開の工夫、定期的な換気(休憩時間も含む)
- ◆給食時: 配膳方法、人数の制限(1教室最大30人)
- ◆部活動: 活動内容の制限、必要に応じたマスクの着用

以下のような場合は、登校を控えてください。

- (1) 発熱等の風邪症状がある場合
- (2) 濃厚接触者に特定された場合
- (3) 感染の判定に関わる検査(PCR検査等)を受ける場合

\*同居の家族が上記にあたる際も同様です。

\*ご心配・ご不安な点は、学校にご相談してください。

欠席の場合は、8時10分までに学校へ連絡してください。

電話 03-3744-3501 ←★